

四日市市告示第181号

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる企業又は団体とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>主たる事業所（国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。）</u>を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者（中小企業基本法第2条に掲げる中小企業者のうち、<u>製造業を営むものをいう。</u>）</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、速やかに四日市市見本市等出展事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した場合にあっては四日市市見本市等出展事</p>	<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる企業又は団体とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>主たる事業所</u>を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者（中小企業基本法第2条に掲げる中小企業者のうち、<u>製造業を主たる事業として営むものをいう。</u>）</p> <p><u>(4) テクノフロンティア四日市入居企業</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、速やかに四日市市見本市等出展事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した場合にあっては四日市市見本市等出展事</p>

業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 交付の対象となる事業者について、市外にも事業所がある場合は、各事業所の従業員数の内訳が分かる書類を添付しなければならない。

3 （略）

業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 （略）

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

四日市市見本市等出展事業補助金交付申請書

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金申請額 金 円

3 出展の内容

(1) 小間数

(2) 小間料

(3) 見本市名

(4) 見本市期間 年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- ・収支予算書
- ・従業員数が分かる書類

(注) 従業員とは、補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者
(派遣社員等を除く。)をいう。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部商工課)